# 学校いじめ防止基本方針(27年度改訂)

陸前高田市立気仙中学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### 気仙中学校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれ があるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを 認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する 生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるようコミュニティスクールの役割を果たします。

#### いじめの禁止

気仙中学校の生徒は、いじめを行いません。

### 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、 保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む とともに、いじめが疑われる場合には、いじめがある(あった)ものとして適切かつ迅速にこれに 対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめ未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべて の教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を 深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内 研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。

#### (2) 早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
  - ア. 生徒対象いじめアンケート調査 年3回(6月、11月、2月)
  - イ. 個人面談(教育相談)を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年2回
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
  - ア. スクールカウンセラーの活用
  - イ. いじめ相談窓口の設置
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止会議」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図ります。

#### (3) 早期解決に向けた取組

・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携 を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてる生徒、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と 共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、陸前高田市教育委員会、岩手県教育委員 会及び所轄警察署等と連携して対処します。

#### (4) ネット上でのいじめへの対応

- ・通常のいじめ同様早期解決に向けた取組を行います。
- ・発信された情報の急速な広がり、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される 情報の特性を生徒に指導する機会を持ちます。
- ・また、その際、情報流通の危険性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止 し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、啓発活動に力を入れます。

## 3 いじめ情報の収集

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、毎月の 定例職員会議でいじめに関して生徒の動向について把握します。いじめと疑われる相談・通報があっ た場合には、生徒指導委員会を緊急開催します。

- ・毎月の定例職員会議…全職員参加
- ・生徒指導委員会…校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年長で構成するが、必要に応じて 担任、保健主事、スクールカウンセラー、その他必要と思われる人員をもって開催します。

#### 4 重大事案への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、陸前高田市教育委員会、岩手県教育委員会を通じて知事に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ防止対策委員会」を設置し、連携を保ちながら迅速に調査に着手します。

(1)「いじめ防止対策委員会」の構成

「生徒指導委員会」を核として、専門的知識及び経験を有する方を加えて、構成することします。 (加えるにあたっては、陸前高田市教育委員会、岩手県教育委員会と検討し、校長が任命)

- (2)「いじめ防止対策委員会」の主たる目的
  - ・いじめ事案の詳細把握と被害を受けた生徒の通常の学校生活への復帰を検討します。
  - ・いじめを受けた生徒、保護者への適時、適切な方法での情報提供・説明内容を確認します。
  - ・調査結果を教育委員会等関係機関への報告内容を確認します。